

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人陽成会(以下「法人」という。)給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度(以下「特定加算制度」という。)に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金(以下「特定加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定める特定加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込額の範囲内において、法人、及び理事長、役員等が支給細則により定める額とする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、当年度分を、年2回の一時金として給与とは別に、特定加算手当として支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(経験・技能のある人材の基準設定)

第6条 経験・技能のある人材の基準設定は、勤務10年以上の介護福祉士等とする。

(その他)

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則

1. この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。